

御 連 絡

平成21年5月14日

原告代理人

弁護士 湯 川 三 朗 先生

(FAX 075-253-6571)

〒604-8161 京都市中京区烏丸通三条下ル

大同生命京都ビル8階 烏丸法律事務所

電 話 075(223)2714

F A X 075(223)2718

被告代理人

弁護士 小 野 誠 之



(事件の表示)

京都地方裁判所平成20年(ワ)第77号事件

原 告 開地区自治連合会他

被 告 宇治市 (代表者水道事業管理者)

前 略

上記事件に関して、貴職からの「ご連絡」(平成21年5月13日付)フaxesを
拝見しました。

当該事件の代理人として、以下のとおり見解に基づき、対応していることをご理解
くださるよう、書面にて、ご連絡申しあげます。

記

1. 当職は当該事件において、宇治市の立場を事実、法律の両側面から代理するもの
であることを職務としております。行政庁である宇治市としての行政上の決定、方
針を左右する権限もなければ、そのような側面まで代理をするものではありません。
ボツナの交換等を行うべき否か、その必要性があるか否かについての判断決定は、
宇治市の行政上の施策であり、当職の職務以前の問題であると理解しております。
2. 本件原告あるいはその他の住民が、行政施策を巡り、宇治市当局と直接の協議の

場の設定をもとめることのあることは、理解しております。本件浄水場の問題も協議の場が複数回あったことと理解しております。

当然のことながら、同場面に当職が立ち会ったことはありません。

これも、前項の判断の主体は行政庁にあり、裁判上の具体的案件の代理人である弁護士職務外のことと理解しております。

3. 裁判が継続中の案件に関しては、訴訟上の主張、立証にかかることは、代理人として当然把握することが必要です。のみならず、係争が早期に解決するために関係情報を把握することも、代理人としての職務と理解しております。

この観点から、今回の原告等あるいは住民からの宇治市への申し出事項についても、当職も報告を受け、訴訟上の争点に関わるかどうかをも含め適宜の助言をしております。但し、前回の法廷で明言したように、宇治市に対して、これまで協議に応じないよう指示した事実はありません。

直接協議の場を設定するか否かは裁判上の進行、争点に関する当職の意見をも踏まえた上での宇治市としての行政上の最終判断によるものです。

4. なお、弁護士職務規程 52 条により、弁護士は、相手方に弁護士が付いているのに、直接、当該相手方と交渉することを原則禁止しております。

本件において、当職は、原告の一部から直接電話をうけましたが、この職務倫理を念頭にして、会話をお断りしました。

職務規程は弁護士の倫理規定ですから、直接、当事者同士が協議することを禁止するものではありません。宇治市が、原告等と協議する場面をもつか否かは、この規程に該るものではありません。

5. 以上の原則的な見解から、当職は、貴院の要請にあるような協議に立ち会う考えはありません。例外があるとするれば、宇治市からの依頼があることと、それが本件紛争解決へ繋がるか否かの当職の判断、そして、貴職等代理人の了解という条件が備わったときということになります。

以上の意見をもって、ご連絡への回答いたします。